

新庁舎建設後における菱刈庁舎の体制について

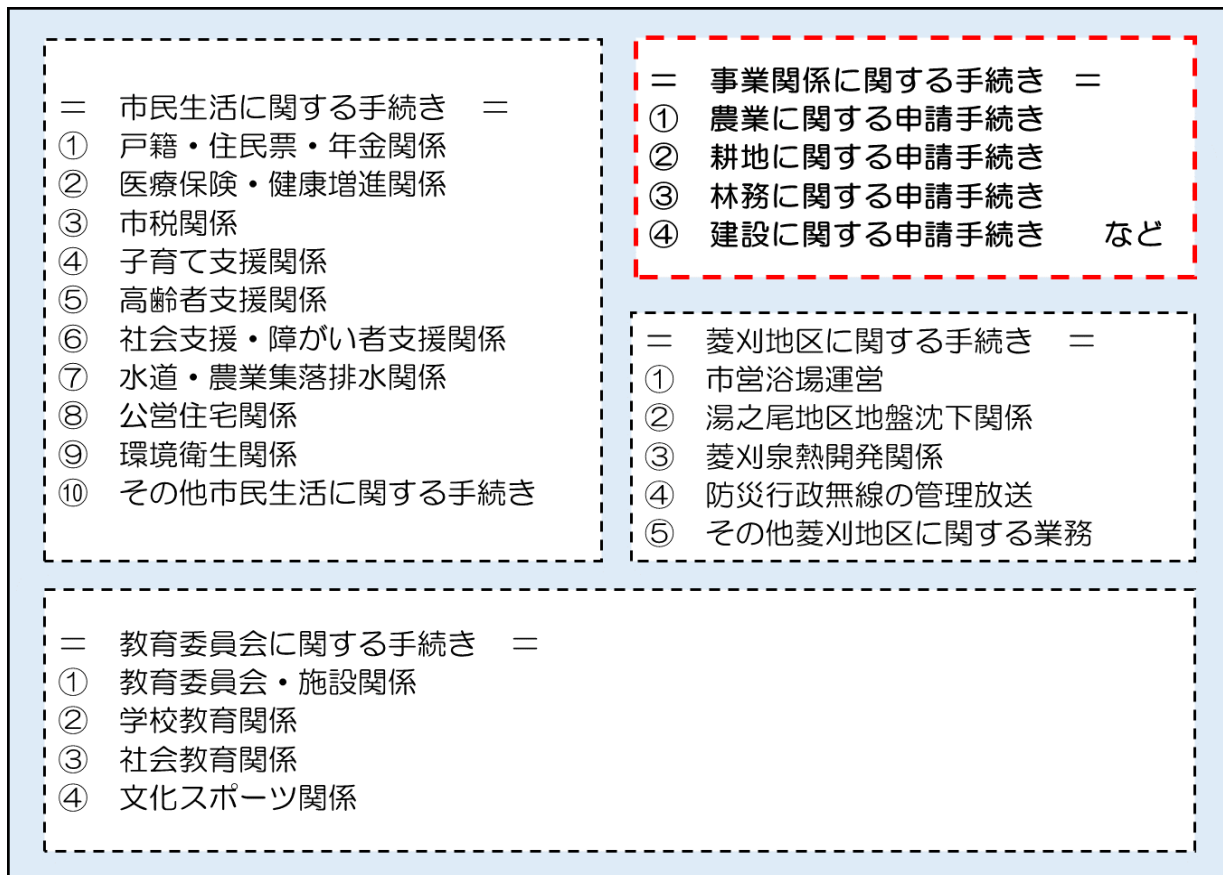
1. 体制確保に関する基本的な考え方

新庁舎建設後において、菱刈庁舎で取り扱う事務手続きに関し、住民サービスの低下を招くことがないように、事業関係の手続き（農業、耕地、林業、建設に関連する手続き）や、現在、菱刈・大口の両庁舎で同じ取扱いをしている市民生活に関係した手続きは、継続して行います。

また、現在、大口庁舎のみで行っている市民生活に関係した手続きについても、必要な執務環境や職員体制を確保し、菱刈庁舎でも行えるよう努めます。

2. 菱刈庁舎で取り扱う業務のイメージ

【図1】

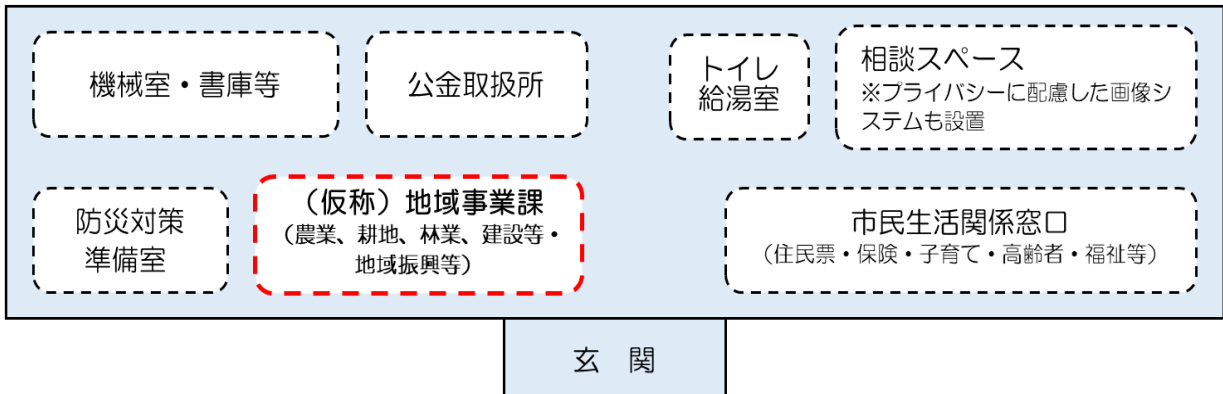


※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

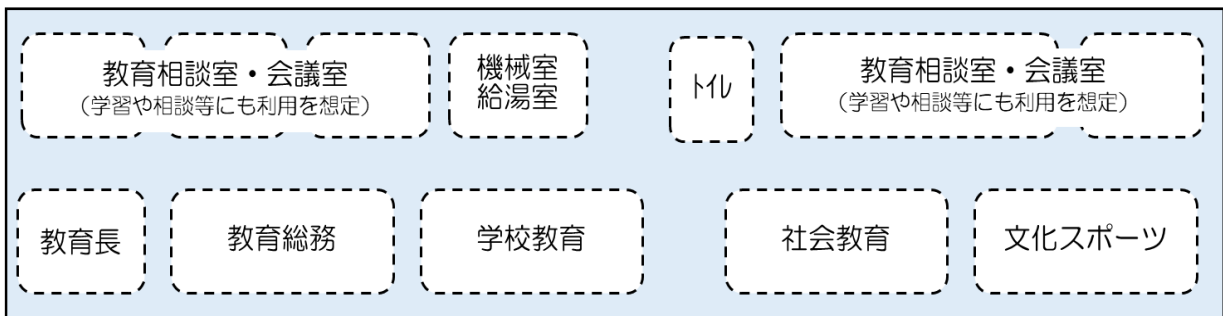
3. 菱刈庁舎全体の業務配置のイメージ

【図2】

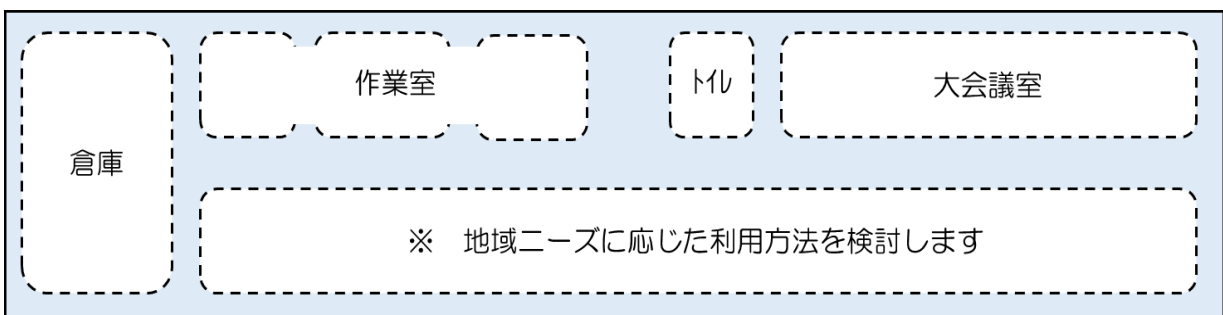
(菱刈庁舎1階)



(菱刈庁舎2階)



(菱刈庁舎3階)



※ 現状での案となります。今後の検討により一部変更となる場合もあります。

4. 新庁舎建設後に、菱刈庁舎で取り扱う事業関係の手続き

図1の事業関係に関する手続き（農業・耕地・林業・建設に関する申請手続き等）については、市民の方々への対応等により次の6項目に分類し、これまでどおり手続きができるよう、体制を確保します。

① 簡易な相談等を伴う手続き等

図2の菱刈庁舎1階にある（仮称）地域事業課に実務経験がある職員等を配置することにより、円滑に対応できるようにします。対象となる市民の方々が多い手続き等の一例は以下のとおりです。

<p>農政関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻共済細目書などをはじめとする米生産調整に関するもの ・むらづくり事業のうち申請等に関するもの ・中山間地域等直接支払制度のうち申請等に関するもの ・農地中間管理事業に関するもの ・特定優良種雌牛保留導入事業、肉用牛規模拡大基金に関するもの ・牛舎施設整備事業に関するもの ・鳥獣被害に係る事業申請等に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>耕地関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金の書類提出等に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>林務関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採届出制度、森林の土地所有者届出制度に関するもの ・火入れ許可制度に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>農業委員会関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法関連許可業務に関するもの ・農用地利用集積計画に関するもの ・農地に係る諸証明発行に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>建設関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可申請に関するもの ・市営住宅、集落排水の使用料納付書発行等に関するもの ・集落排水の新規申込み、廃止・休止等に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>

② 事業等に関する専門的な相談などを伴う手続き等

新庁舎と菱刈庁舎をつなぐ画像システム等を活用し、専門的で詳細な内容に関する相談等に対応するなど手続きを円滑に支援します。現状において、以下の手続きを想定していますが、より良い市民サービスの提供に向けて画像システム等の積極的な活用に努めます。

農政関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の活用等の相談に関するもの ・国、県補助事業等の内容の確認等に関するもの ・事業計画書や申請書等の詳細な記入方法等に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
耕地関係	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農道、農業用水路に係る相談等に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>
林務 農業委員会 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・書類手続きにおいて、専門的な指導等が必要なもの <p style="text-align: right;">など</p>
建設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物確認申請にかかる事前相談に関するもの ・市営住宅の入居に関するもの <p style="text-align: right;">など</p>

③ 現場確認等が必要な手続き等

来庁者等の氏名、連絡先と相談等の内容を聞き取り、状況に応じて新庁舎の担当職員が現地確認等を実施します。

業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜産業、市道、公営住宅等に係る市民の方々のお困りごと等に関連し、現地確認が必要なもの ・事業実施に際し、現状の把握等が必要なもの ・災害復旧等に関連して現地確認が必要なもの <p style="text-align: right;">など</p>
------	--

④ 対象者が多数となる事業内容の説明等

農林畜産事業等に関し、対象となる多くの市民の方々に説明する必要がある場合などは、菱刈庁舎や近隣の公共施設において説明会等を開催します。

⑤ 書類提出に期限がある場合などにおいて、詳細な相談や書類の確認等を行う必要がある手続等

対象者の方に受付の日時等をお知らせした上で、菱刈庁舎や近隣の公共施設において対応します。

農政関係

- ・中山間地域等直接支払制度における実績ヒアリングに関するもの
 - ・新規就農者や経営継承者に係る支援に関するもの
 - ・国、県補助事業等を活用した施設整備等の整備に関するもの
- など

耕地関係

- ・ほ場整備など地域で取り組む事業に関するもの
- など

林務関係

- ・治山事業、林道事業に関するもの
- など

建設関係

- ・市営住宅の入居者に係る収入申告に関するもの
- など

⑥ その他、書類の記入方法がよく知られている手続き等

事業申請や届出等に関し、その記入方法をよくご理解いただいているものについては、菱刈庁舎1階に書棚を整備するなどにより、関係書類をお受け取りいただきやすいようにします。また、手続き等のオンライン化なども進めます。

5. 現在、大口庁舎のみで取り扱っている業務に関する菱刈庁舎での対応

以下の手続き等については、システム等の整備を行うことにより、新庁舎と同様に菱刈庁舎でも対応できるよう進めています。

保健関係

- ・予防接種等の受診券の再交付

など

子育て関係

- ・特別保育事業（病児病後児保育、休日保育）の利用登録
- ・子ども医療費助成事業に関する手続き
- ・母子福祉事業（高等職業訓練促進給付金等）に関する手続き
- ・児童通所支援及び相談支援事業に関する手続き

など

福祉関係

- ・障害者自立支援医療費支給申請に関する手続き

など